

公益社団法人 日本コンクリート工学会
文献調査委員会規程

平成 元年 9月 8日 制定
平成 26年 2月 28日 改正
令和 元年 5月 22日 改正
令和 5年 12月 25日 改正

(目的)

第1条 この規程は、文献調査委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員 20名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、主査)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1名と原則として2名の主査を置く。

2. 委員長及び副委員長は、会長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 主査は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

2. 主査の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。
3. 委員の任期は2年とし、原則として1年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。
4. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、国内外文献の調査に関する次の各号の業務を行う。ただし、重要事項については必要に応じて、図書編集委員会に付議する。

- (1) 国内外文献の調査方針の審議
- (2) 国内外文献の調査報告（レビュー論文）の作成（外部適任者への作成依頼と原稿の回収を含む）
- (3) 国内外文献の調査報告（レビュー論文）の査読（外部専門家への査読依頼と査読結果

の回収を含む)

(4) 「コンクリート工学」誌に掲載するレビュー論文候補の選定

(5) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集し、原則として毎月1回開催する。なお、必要に応じて随時開催することができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、図書編集委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成元年9月8日から施行する。
2. 平成26年2月28日に規程を改正し、規程と内規に分割する。
3. この規程の改正は、令和5年12月25日から施行する。